五　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示　三一　23　二兵

六　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示　三一　23　二兵

○デジタル庁、法務省

一一　電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件　二三　二

○総　務　省

一　市の境界変更の件　四　四

二　国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件　一二　一

三　地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件の一部を改正する件　一五　9　二

四　地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件の一部を改正する件　一五　9　五

五　地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件　一五　9　一〇

六　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十条第一号の規定に基づき公示をする件　一六　二

七　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則様式第七号の規定に基づき登録外国適合性評価機関の区別及びその他の文字等を定める件　一六　二

八　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十四条の規定により読み替えて適用される端末機器の技術基準適合認定等に関する規則様式第七号の規定に基づき端末機器に付する文字等を定める件の一部を改正する件　一六　二

九　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十四条の規定により読み替えて適用される端末機器の技術基準適合認定等に関する規則様式第七号の規定に基づき端末機器に付する文字等を定める件の一部を改正する件　一六　二

一〇　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十条第一号の規定に基づき公示をする件　一六　三

一一　夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件　一六　10　四

一二　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項に規定する延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を定める件　一六　特6　二

一三　特定国外派遣組織を指定する件　一七　二

一四　政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件　一七　二

一五　衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件　一七　二

一六　衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件　一七　二

一七　電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ロの電気通信設備を指定する件の一部を改正する件　一九　14　六四

一八　統計法第二条第四項第三号の規定による基幹統計の指定を同法第七条第二項の規定に基づき公示する件　二五　三

一九　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第三条第一項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額を定める件　二五　三

二〇　地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件の一部を改正する件　三一　二

二一　地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件の一部を改正する件　三一　二

二二　政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件　三一　23　一六八

二三　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　三一　23　一六九

二四　政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件　三一　23　一六三

二五　政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件　三一　23　一六三

二六　政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　三一　23　一六三

二七　政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消及び資金管理団体でなくなった旨の届出があったので公表する件　三一　23　一六三

二八　政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和五年分）を公表する件　三一　23　一六三